市　金沢市 福井市　長野市　松本市 豊橋市　姫路市　岡山市 徳島市　北九州市　長崎市	四七九、一三三円	四六五、六一四円

［３～５　略］

市　金沢市 福井市　長野市　松本市 豊橋市　姫路市　岡山市 徳島市　北九州市　長崎市	四七〇、六七〇円	四五七、三九七円

［３～５　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和四年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。